

職業安定分科会(第 208 回)	資料4-2
令和6年9月 27 日	

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案概要

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 現在及び今後における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善するため、労働力の需給調整機能の強化を図るための更なる対応策について、
 - ①お祝い金禁止の実効性を確保するための方策を含め、法令遵守徹底のためのルールと施行の強化
 - ②職種ごとの紹介手数料実績を含め、雇用仲介事業のさらなる見える化の促進といった観点から、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において議論し、成案を取りまとめた。
- 上記を踏まえ、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）において、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の概要

- 募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止
募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないこととする。

労働力需給制度部会（令和 6 年 7 月 24 日）においてとりまとめた指針の規制対象外となる以下の事項については、募集情報等提供事業の業務運営要領において記載する。

本措置の趣旨（金銭等の誘因により、労働市場における適正な需給調整機能の発揮に支障が生じないよう）に照らし、次の①及び②については、これに該当しないものとする。

- ① 提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者全てに対してではなく、抽選による少数者に対して、500 円程度の電子ギフト券等を提供するもの。
- ② イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500 円程度の電子ギフト券等を提供するもの。（求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く。）

○ 職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示

- ・ 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないように明示することとする。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。
- ・ 募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないように明示しなければならないこととする。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

3. 根拠条項

- 職業安定法（昭和22年法律第141号）第48条

4. 施行期日等

- 告示日：令和6年10月中下旬（予定）
- 適用期日：令和7年4月1日